

# 除排雪業務委託共通仕様書（案）

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、発注者が実施する業務名：大曲地域C工区除排雪および道路欠損部簡易補修業務委託（地域維持型JVによる試行）の内「除排雪業務」（以下「本業務」という。）について適用され、受注者が履行しなければならない一般事項を定めたものである。

（受注者の義務）

第2条 受注者は契約の履行にあたっては、本業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、本業務を実施するよう最高の技術を発揮しなければならない。

（業務の期間）

第3条 契約日の翌日 から 令和3年3月31日 まで

（業務の目的）

第4条 本業務は、冬期間における市民生活と産業経済活動の安定を図るため、安全で円滑な道路交通を確保する効率的な除雪作業に臨むことを目的とする。

（業務の概要）

第5条 本業務の概要は次のとおりとし、初期除雪を完全に実施する。

- |            |       |         |
|------------|-------|---------|
| （1）大曲地域C工区 | 除雪路線数 | 303路線   |
| （2）        | 除雪延長  | 135.6km |
| （3）        | 除雪機械  | 28台     |

※ 但し、路線、機械を固定するものではない。

- 2 第1項に定める路線の橋梁ジョイント部やマンホールの蓋などの段差箇所については道路パトロール及び点検等の作業を事前に実施する。
- 3 第1項に定める路線の路肩部やガードレール等にスノーポールの設置を実施する。
- 4 第1項に定める路線の内、必要と判断された箇所の排雪運搬作業を実施する。
- 5 第1項に定める路線の担当する車両・規格及び登録番号を発注者に報告する。

（準拠する法令等）

第6条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下に記載する関係法令等に準拠して行うものとする。

- （1）道路法
- （2）道路法施行令
- （3）道路法施行規則
- （4）大仙市財務規則
- （5）大仙市個人情報保護条例
- （6）大仙市個人情報保護条例施行規則
- （7）道路交通法
- （8）その他関係法令・通達等

（調査職員）

第7条 本仕様書において調査職員とは、発注者が本業務の調査・監督権限を行使するものとして受注者に通知した職員をいう。

(管理技術者)

第8条 本仕様書において管理技術者とは、受注者が本業務に関して発注者に届出をした者をいう。

2 管理技術者は、本業務の企業体に所属する構成員への連絡調整及び、その他発注者からの指示を連絡する。

(除雪作業)

第9条 早朝除雪は、降雪量10cm以上、又は10cm以上になると予想される場合、あるいは吹きだまりの生ずる恐れのある場合に、調査職員の指示により出動するものとする。ただし、早朝又は局地的な降雪等の異常時には速やかに作業を開始し調査職員に報告するものとする。

2 契約書記される別表〇の登録区分1業者持込の標準車両(以下「区分1」という。)、登録区分2業者持込の小稼働車両(以下「区分2」という。)、登録区分5貸与の標準車両(以下「区分5」という。)、登録区分6貸与のその他車両(以下「区分6」という。)の除雪機械については、大仙市除雪自動通報システムから登録携帯電話等に電子メールで出動通報が配信されたときは、前項の指示があったものとみなす。

3 早朝作業は、原則として午前2時に出動し、午前7時30分までに除雪を完了すること。

4 路面整正及び拡幅除雪は、わだちの発生や路肩への堆雪により通行に支障がある場合に、調査職員の指示により出動するものとする。

5 凍結防止剤散布は路面凍結により通行に支障がある場合又は支障になると予測される場合に、調査職員の指示により出動するものとする。

6 歩道除雪は、積雪で歩行に支障がある場合、又は車道除雪された雪が歩道上に堆雪して歩行に障害となる場合に、調査職員の指示により出動するものとする。特に通学路については、早朝から速やかに作業を開始し通学時間までに確実に完了するものとする。

7 圧雪層は完全に除去し、車道幅員が完全除雪の状態であることを目標とする。

8 「稼働時間」とは、「実作業時間」、「除雪区間内の回送時間」及び「一時的(おおむね10分以内)な作業時間」の合計とし、その他の点検、整備及び始業・終業時の準備運転時間は含まないものとする。

9 ロータリ除雪車(220PS以上)及び凍結防止剤散布車については、安全確認のため助手を搭乗させるものとする。

10 受注者が業務区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に調査職員と協議しなければならない。

(排雪作業)

第10条 受注者は、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害などの交通障害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で運搬排雪作業を行う必要があるときは、発注者に大仙市道路排雪作業計画書(別記様式第〇号)(以下「排雪計画」という。)を提出し、調査職員の承諾を得なければならない。

2 調査職員は、すみやかに排雪計画の内容を審査し、承諾の可否について書面により受注者に指示するものとする。

3 この条に記載のない事項については、前条の規定を準用する。

(作業状況の確認)

第11条 除排雪作業の確認については、除雪情報提供システムにより確認するため、受注者が除排雪作業を行うときは、各機械にGPS端末又はGPSロガーを搭載のうえ別に定める操作を行わな

なければならない。

2 受注者は、作業の終了後に現場状況を確認のうえ、除雪情報提供システムにより作業終了の報告をしなければならない。

3 受注者は、GPS端末の故障等により、除雪情報提供システムで位置情報を取得できなかった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

(現地調査)

第12条 受注者は、除雪情報提供システムで確認された稼働時間と実際の稼働時間に差がある場合には、発注者に確認を求めることができる。ただし、この場合は、理由及び根拠を明確に示すものとする。

2 発注者は、前項の確認を求められた場合には、ただちに現地又は内容を調査のうえ、承諾の可否を決定し、除雪情報提供システムにより連絡するものとする。

3 発注者は、第11条第3項の報告があった場合には、現地又は内容を調査し稼働時間等を確定しなければならない。この場合の稼働時間等は、過去の稼働時間を勘案し受注者と協議のうえ決定する。

(パトロール)

第13条 受注者は、受託期間中必要に応じ当該区間をパトロールして、道路状況を把握するものとし、交通障害などの異常がある場合、又は異常が発生すると予想される場合には、調査職員に報告するものとする。

(出動待機)

第14条 受注者は、受託期間中常時除排雪作業実施のため、オペレータ及び除雪機械を出動できる体制に整えておかななければならない。

(交通安全管理)

第15条 受注者は、作業中における交通の安全確保には十分留意し、必要な標識(資材)の設置並びに円滑な交通処理を行わなければならない。

2 前項における資材(竹ポール)は発注者が支給する。

3 公安委員会の規制標識等を除雪作業により倒したり、損傷したりした場合は、速やかに所轄警察署に報告し指示を受けるものとする。

(除排雪作業機械)

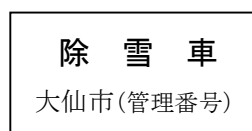
第16条 受注者が持込みする除排雪機械は、道路運送車両法に基づく登録済みのものに限るものとし、除排雪作業機械承認申請書(別記様式第〇号)を提出し調査職員の承認を得るものとし、車両の後には、発注者が貸与する標識をつけるものとする。

下地：白色

文字：赤色

サイズ：30cm×60cm 程度

管理番号：機械毎に割り振られた数字4桁の番号



2 受注者は、本業務に支障がなく発注者の承諾を得た場合に限り、前項の車両を本業務以外の除雪に使用することができる。ただし、本業務以外の除雪作業中は、前項の標識を表示してはならない。

3 受注者は、区分1、区分2及び区分5の除雪機械のみで交通確保ができないとき、又はその機械が故障等により除排雪作業が不能となったときは、発注者の承諾を得たときに限り、登録区分3業者持込の待機車両(以下「区分3」という。)、登録区分4業者持込の予備車両(以下「区分4」

という。)の待機している機械等を使用することができる。

- 4 前項における代替機械は当初の登録機械と同程度以上の機能を有するものし、契約単価は変更しないものとする。また、やむをえず当初の契約機械以下の機能の機械を使用する場合は、発注者と受注者とが協議して契約単価を変更するものとする。

(運転員の承諾)

第17条 受注者は、契約締結後速やかに除雪機械運転員承諾申請書(別記様式第〇号)を作成して発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- 2 前項の申請書には、運転免許証、車両系建設機械運転技能講習修了証及び除雪講習会受講証(平成27年11月1日以降に受講したもの)の写しを添付しなければならない。

- 3 承諾された運転員が調査職員の指示を履行せず、正規の運転員として不相当と判断したときは、発注者は運転員の変更を求めることができる。

(後片付け)

第18条 受注者は、除排雪作業により道路付属物等を損傷した場合は、調査職員に報告し、速やかに復元しなければならない。

- 2 前項の規定は、私有物の損傷についても同様とする。

- 3 除排雪路線に設置された標識及び視線誘導標については、業務終了後速やかに撤去又は復元しなければならない。

- 4 路肩及び水路等に飛散した砂利等についても、第1項の規定を準用する。

(業務の報告及び調査)

第19条 発注者は、除雪後の道路状態について調査するものとし、調査の結果次の基準を満たさない場合は、受注者に対して手直しを命ずることができる。

路線区分	調査項目及び基準
第1種路線	幅員2車線以上、圧雪5cm以下 ※1
第2種路線	幅員2車線以上 ※2、圧雪5cm以下
第3種路線	幅員1車線以上、圧雪9cm以下

※1 除雪作業完了後の降雪は、基準に含めない。

※2 状況によっては1車線を可とする。

(秘密)

第20条 受託者は、本業務の履行上知り得た事項を、第三者に漏えいしてはならない。

(応援除雪)

第21条 配備車両のみでは除雪が困難な場合等には、県保有の予備車・リース車両を借り受けること、または、下請けとなる場合について発注者へ協議すること。

- 2 発注者より除雪応援路線(隣接県路線、隣接市町村道)にて応援除雪依頼があった場合には協力すること。